議案第１１５号

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を別記のように定める。

令和８年９月３日提出

京丹後市長　中　山　　泰

提案理由

児童福祉法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令及び学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律施行規則の施行に伴い、所要の改正を行うものである。

（別記）

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

（京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第１条　京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年京丹後市条例第３６号）の一部を次のように改正する。

第３条中「保育を行う場合」の次に「若しくは同条第１０項第３号の規定に基づき保育を必要とする児童であって満３歳以上のものについて保育を行う場合にあって」を加える。

第７条第１項中「次に掲げる事項」の次に「（法第６条の３第１０項第３号に掲げる事業（以下「満３歳以上限定小規模保育事業」という。）を行う事業者（以下「満３歳以上限定小規模保育事業者」という。）にあっては、第１号及び第２号に掲げる事項）」を加え、同項第３号中「家庭的保育事業者等」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項及び第７項において同じ。）」を加え、同条第７項中「、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって」を「次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に、「連携施設」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改める。

第１４条を次のように改める。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条　家庭的保育事業者等は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その

他の必要な措置を講じなければならない。

第１９条第６号中「利用定員」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満３歳以上の幼児の利用定員)」を加える。

第２８条中「小規模保育事業Ｂ型」及び「小規模保育事業Ｃ型」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業を除く。)」を加える。

第３０条第２項第３号中「法第６条の３第１０項第２号」の次に「又は第３号」を加え、同条第３項中「看護師又は准看護師」の次に「(以下「看護師等」という。)」を加え、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法（昭和２２年法律第２６号）の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に５年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

５　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ａ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３２条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

４　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所Ｂ型に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保事業所Ｂ型の保育士による支援を受

けることができる体制を確保しなければならない。

5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所Ｂ型の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第３６条中「法第６条の３第１０項」を「法第６条の３第１０項第１号」に改める。

第４５条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（附則第７条又は第８条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

第４８条第３項中「保健師、看護師又は准看護師」を「看護師等」に改め、同条に次の２項を加える。

4　第２項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、１人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

5　前２項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士（前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制

を確保しなければならない。

第４９条中「と、同条第４号中「次号」とあるのは「第４９条において準用する第２９条第５号」」を削る。

附則第３条中「家庭的保育事業者等（」の次に「満３歳以上限定小規模保育事業者及び」を加える。

附則第９条中「児童福祉法第１８条の１８第１項の登録を受けた者をいい、第３０条第３項若しくは第４５条第３項」を「第３０条第３項若しくは第４項若しくは第４５条第３項若しくは第４項」に、「保育士の数（前２条の規定の適用がないとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定されるものをいう。）」を「前２条の規定の適用がないものとした場合の第３０条第２項又は第４５条第２項により算定される保育士の数」に改める。

（京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第２条　京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年京丹後市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

目次中「第５１条・」を「第５１条―」に改める。

第２条第６号を次のように改める。

(6)　満３歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業を除く。）をいう。

同号の次に次の１号を加える。

(6)の２　満３歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第６条の３第１０項に規定する小規模保育事業（同項第３号に掲げる事業に限る。）をいう。

同条第１１号の次に次の３号を加える。

(11)の２　教育認定子ども　法第２７条第１項に規定する教育認定子どもをいう。

(11)の３　満３歳以上保育認定子ども　法第２７条第１項に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう。

(11)の４　保育認定子ども　法第２９条第２項に規定する保育認定子どもをいう。

第６条第２項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「同条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども又は満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定子どもを除く。）」に改め、同条第４項中「選考方法」の次に「又は前項に規定する選考の方法」を加える。

第７条第２項中「法第１９条第２号又は第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第９条第１項中「当該申請」を「教育・保育給付認定の申請」に改める。

第１２条の見出し中「教育・保育」を「特定教育・保育」に改める。

第１３条第４項第３号ア（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号ア（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同号イ（ア）中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同号イ（イ）中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改める。

第２０条第７号中「第６条第２項及び第３項」を「第６条第２項」に改め、「選考方法」の次に「及び同条第３項に規定する選考の方法」を加える。

第２２条の見出し中「定員」を「利用定員」に改める。

第２５条中「幼稚園」を「学校教育法第１条に規定する幼稚園」に、「学校教育法」を「同法」に改める。

第３５条第１項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「同号又は同条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第２号」に、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。)」を「教育認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。)」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」を「満３歳以上保育認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。)」に改める。

第３６条第１項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」及び「利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を加え、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子どもの総数」に、「同条第１号又は第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子どもの総数」に改め、「小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」の次に「の総数」を加え、「同条第４項第３号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」を「同条第４項第３号イ(ア)中「教育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」を「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」に、「同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」を「同号イ(イ)中「満３歳以上保育認定子ども」に、「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」を「満３歳以

上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」に改める。

第３７条第１項中「第２９条に規定する」を「第２８条に規定する」に、「第３２条」を「第２８条」に、「第３４条」を「第２８条」に改め、同条第２項を次のように改める。

２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満１歳に満たない小学校就学前子どもと満１歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。

(1)　家庭的保育事業、満３歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

(2)　事業所内保育事業　法第４３条第３項に規定する労働者等監護満３歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員

同条に次の１項を加える

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。

第３９条第２項中「特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。）」に改め、「この章」の次に「（第４３条第１項を除く。）」を加え、同条第４項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項を同条第５項とし、同条第３項中「前項」を「前２項」に、「前項の選考方法」を「前２項に規定する選考の方法」に改め、同項を同条第４項とし、同条第２項の次に次の１項を加える。

３　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に

掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

第４０条第２項及び第４１条中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第４２条第１項第１号中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改め、同項第３号中「特定地域型保育事業者」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。第６項、第７項、第１１項及び第１２項において同じ。)」を加え、「特定地域型保育の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども」を「特定地域型保育（満３歳以上限定小規模保育を除く。第６項、第７項及び第１２項において同じ。）の提供を受けていた満３歳未満保育認定子ども」に、「小学校就学前子ども」を「法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」に改め、「以下この号及び」を削り、同条第７項中「、次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）であって」を「次に掲げるもの（入所定員が２０人以上のものに限る。）又は満３歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって」に、「連携施設」を「連携協力を行う施設又は事業所」に改め、同条中第１１項を第１２項とし、第１０項を第１１項とし、同条第９項中「第１項第１号及び第２号」を「同項第１号及び第２号」に改め、同項を同条第１０項とし、同条中第８項を第９項とし、第７項の次に次の１項を加える。

８　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、第１項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第３号に係る連携協力を求めることを要しない。

第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加える。

第４６条第７号中「第３９条第２項に規定する選考方法」を「第３９条第２項及び第３項に規定する選考の方法」に改める。

第４７条第１項及び第２項ただし書並びに第４９条第２項中「満３歳未満保育認定子ども」を「保育認定子ども」に改める。

第５０条中「満３歳未満保育認定子どもに限り、特定満３歳以上保育認定子ども」を「教育認定子ども」に、「第１２条の見出し中「教

育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第１４条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第１項」を「第１４条第１項」に改め、「「地域型保育給付費」」の次に「と、第２５条中「各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第２７条の２第１項各号、学校教育法第１条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第２８条第２項において準用する認定こども園法第２７条の２第１項各号)」とあるのは「各号」」を加える。

第５１条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「(満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に、「次条第１項」を「第５２条第１項」に、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第３項中「次条第３項」の次に「及び第５２条第３項」を加え、「前節」を「この章」に、「第４０条第２項」を「第３７条第３項、第３９条第３項及び第４０条第２項」に、「次条第３項」を「第５２条第３項」に改め、「利用の申込みに係る法第１９条第３号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「利用の申込みに係る法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子ども」の次に「の数」を、「この章」の次に「(第４３条第１項を除く。)」を加え、「同号又は同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」を「教育認定子ども及び満３歳未満保育認定子ども（特定満３歳以上保育認定こどもを除き、第５２条第１項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満３歳以上保育認定子どもを含む。)」に改め、「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条の次に次の１条を加える。

第５１条の２　特定地域型保育事業者（満３歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。）が教育認定子どもに対し

特別利用地域型保育を提供する場合には、法第４６条第１項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。

２　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満３歳以上保育認定子どもの総数が、第３７条第３項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

３　特定地域型保育事業者が、第１項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第３７条第２項、第３９条第２項及び第４０条第２項を除き、第５０条において準用する第８条から第１４条まで（第１０条及び第１３条を除く。）、第１７条から第１９条まで及び第２３条から第３３条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第３９条第３項中「第１９条第２号」とあるのは「第１９条第１号」と、「満３歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満３歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第１９条第２号」と、「法第２０条第４項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満３歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者（満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第２項中「法第２９条第３項第１号に掲げる額」とあるのは「法第３０条第２項第２号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第３項中「前２項」とあるのは「前項」と、同条第４項中「前３項」とあるのは「前２項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第１３条第４項第３号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第５項中「前４項」とあるのは「前３項」とする。

第５２条第１項中「特定地域型保育事業者」の次に「（満３歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。）」を加え、

「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に改め、同条第２項中「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「同条第３号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳未満保育認定子ども」に、「前条第１項」を「第５１条第１項」に、「法第１９条第１号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「教育認定子ども」に改め、同条第３項中「第４３条第１項中「教育・保育給付認定保護者」の次に「(満３歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」を加え、「法第１９条第２号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満３歳以上保育認定子ども」に、「令第４条第１項第２号に規定する満３歳以上保育認定子どもをいう」を「特定満３歳以上保育認定子どもを除く」に改める。

（京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第３条　京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和７年京丹後市条例第３７号）の一部を次のように改正する。

第１４条の次に次の１条を加える。

（児童対象性暴力等の防止）

第１４条の２　乳児等通園支援事業者は、法第３４条の１６第４項において準用する法第２１条の５の１８第４項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号）第２条第２項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第４条第１項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

附　則

（施行期日）

1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第１条中京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第１４条の改正規定及び第３条の規定は、令和８年１２月２５日から施行する。

（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日）

2　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和７年法律第２９号）附則第３条第４項及び第６条第３項の条例で定める日は、この条例の公布の日の前日とする。

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第36号)新旧対照表　【第1条関係】

現行	改正案
京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第36号	京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第36号
第1条～第2条　(略)	第1条～第2条　(略)
(最低基準の目的)	(最低基準の目的)
第3条　この条例で定める基準(以下「最低基準」という。)は、家庭的保育事業等を利用している乳児又は幼児(満3歳に満たない者に限る。ただし、法第6条の3第9項第2号、同条第10項第2号、同条第11項第2号又は同条第12項第2号の規定により保育が必要と認められる児童で満3歳以上のものについて保育を行う場合＿＿＿	

現行	改正案
に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2)　(略) (3)　当該家庭的保育事業者等により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6　(略) 7　前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設として適切に確保しなければならない。 (1)・(2)　(略) 第8条～第13条　(略) 第14条　削除	3第10項第3号に掲げる事業(以下「満3歳以上限定小規模保育事業」という。)を行う事業者(以下「満3歳以上限定小規模保育事業者」という。)にあっては、第1号及び第2号に掲げる事項)に係る連携協力を行う保育所(子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第7条第4項に規定する保育所をいう。以下同じ。)、幼稚園(同項に規定する幼稚園をいう。以下同じ。)又は認定こども園(同項に規定する認定こども園をいう。以下同じ。)(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて家庭的保育事業等(居宅訪問型保育事業を除く。第17条第2項第3号において同じ。)を行う家庭的保育事業者等については、この限りでない。 (1)・(2)　(略) (3)　当該家庭的保育事業者等(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項及び第7項において同じ。)により保育の提供を受けていた利用乳幼児(事業所内保育事業の利用乳幼児にあっては、第43条に規定するその他の乳児又は幼児に限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。)を、当該保育の提供の終了に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育又は保育を提供すること。 2～6　(略) 7　前項(第2号に係る部分に限る。)の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの(入所定員が20人以上のものに限る。)又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しなければならない。 (1)・(2)　(略) 第8条～第13条　(略) (児童対象性暴力等の防止) 第14条　家庭的保育事業者等は、法第34条の16第4項において準用する法

現行	改正案
	第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。
第15条～第18条　(略)	第15条～第18条　(略)
(家庭的保育事業所等内部の規程)	(家庭的保育事業所等内部の規程)
第19条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。	第19条　家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。
(1)～(5)　(略)	(1)～(5)　(略)
(6)　乳児、幼児の区分ごとの利用定員	(6)　乳児、幼児の区分ごとの利用定員(満3歳以上限定小規模保育事業者にあっては、満3歳以上の幼児の利用定員)
(7)～(11)　(略)	(7)～(11)　(略)
第20条～第27条　(略)	
(小規模保育事業の区分)	(小規模保育事業の区分)
第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型及び小規模保育事業C型とする。	第28条　小規模保育事業は、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)及び小規模保育事業C型(満3歳以上限定小規模保育事業を除く。)とする。
第29条　(略)	第29条　(略)
(職員)	(職員)
第30条　(略)	第30条　(略)
2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。	2　保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に一を加えた数以上とする。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね15人につき1人(法第6	(3)　満3歳以上満4歳に満たない児童　おおむね15人につき1人(法第6

現行	改正案
条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4)　（略） 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	条の3第10項第2号又は第3号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。） (4)　（略） 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する保健師、看護師又は准看護師(以下「看護師等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。 4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所A型に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員(学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。)又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者(以下「特定理学療法士等」という。)を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保育事業所A型の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所A型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第31条　（略） （職員） 第32条　（略） 2　（略） 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業	第31条　（略） （職員） 第32条　（略） 2　（略） 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業

現行	改正案
所B型に勤務する保健師、看護師又は准看護師を、1人に限り、保育士とみなすことができる。	所B型に勤務する看護師等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。
	4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模保育事業所B型に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模保事業所B型の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模保育事業所B型の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
第33条～第35条　（略）	第33条～第35条　（略）
（利用定員）	（利用定員）
第36条　小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。	第36条　小規模保育事業所C型は、法第6条の3第10項第1号の規定にかかわらず、その利用定員を6人以上10人以下とする。
（職員）	（職員）
第37条～第44条　（略）	第37条～第44条　（略）
第45条　（略）	第45条　（略）
2　（略）	2　（略）
3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。
	4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(附則第7条又は第8条の規定により保育士とみなされる者を除く。次項において同じ。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

現行	改正案
	5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
(職員) 第46条～第47条　(略) 第48条　(略) 2　(略) 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する保健師、看護師又は准看護師を1人に限り、保育士とみなすことができる。	(職員) 第46条～第47条　(略) 第48条　(略) 2　(略) 3　前項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する看護師等を1人に限り、保育士とみなすことができる。
	4　第2項に規定する保育士の数の算定に当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所に勤務する特定理学療法士等を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
	5　前2項の規定により看護師等及び特定理学療法士等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該小規模型事業所内保育事業所の保育士(前項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。)による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。
(準用) 第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業	(準用) 第49条　第25条から第27条まで及び第29条の規定は、小規模型事業所内保育事業について準用する。この場合において、第25条中「家庭的保育事業を行う者(次条及び第27条において「家庭的保育事業者」という。)」とあるのは「小規模型事業所内保育事業を行う者(第49条において準用する次条及び第27条において「小規模型事業所内保育事業者」という。)」と、第26条及び第27条中「家庭的保育事業者」とあるのは「小規模型事業所内保育事業者」と、第29条中「小規模保育事業

現行	改正案
所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」と、同条第4号中「次号」とあるのは「第49条において準用する第29条第5号」とする。	所A型」とあるのは「小規模型事業所内保育事業所」と、同条第1号中「調理設備」とあるのは「調理設備（当該小規模型事業所内保育事業所を設置及び管理する事業主が事業場に附属して設置する炊事場を含む。第4号において同じ。）」とする。
附　則	附　則
第1条～第2条　（略）	第1条～第2条　（略）
（連携施設に関する経過措置）	（連携施設に関する経過措置）
第3条　家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。	第3条　家庭的保育事業者等（満3歳以上限定小規模保育事業者及び特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第7条第1項本文の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。
第4条～第8条　（略）	第4条～第8条　（略）
（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）	（小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置に係る特例）
第9条　前2条の規定を適用する時は、保育士（児童福祉法第18条の18第1項の登録を受けた者をいい、第30条第3項若しくは第45条第3項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、保育士の数（前2条の規定の適用がないとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定されるものをいう。）の3分の2以上、置かなければならない。	第9条　前2条の規定を適用する時は、保育士（第30条第3項若しくは第4項若しくは第45条第3項若しくは第4項又は前2条の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第30条第2項又は第45条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。
	附　則
	（施行期日）
	1　この条例は、公布の日から施行する。ただし、第14条の改正規定は、令和8年12月25日から施行する。
	（児童福祉法等の一部を改正する法律附則第3条第4項及び第6条第3項の条例で定める日）
	2　児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）附則第3条

現行	改正案
	第4項及び第6条第3項の条例で定める日は、この条例の公布の日の前日とする。

京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年京丹後市条例第37号)新旧対照表

【第2条関係】

現行	改正案
京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第37号	京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 平成26年10月1日 条例第37号
目次 第1章　総則(第1条―第3条) 第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準(第4条) 第2節　運営に関する基準(第5条―第34条) 第3節　特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条) 第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準(第37条) 第2節　運営に関する基準(第38条―第50条) 第3節　特例地域型保育給付費に関する基準(第51条・第52条) 第4章　雑則(第53条) 附則	目次 第1章　総則(第1条―第3条) 第2章　特定教育・保育施設の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準(第4条) 第2節　運営に関する基準(第5条―第34条) 第3節　特例施設型給付費に関する基準(第35条・第36条) 第3章　特定地域型保育事業者の運営に関する基準 第1節　利用定員に関する基準(第37条) 第2節　運営に関する基準(第38条―第50条) 第3節　特例地域型保育給付費に関する基準(第51条―第52条) 第4章　雑則(第53条) 附則
第1条　(略)	第1条　(略)
(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　(略) (6)　小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業をいう。	(定義) 第2条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(5)　(略) (6)　満3歳未満等小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業を除く。)をいう。 (6)の2　満3歳以上限定小規模保育事業　児童福祉法第6条の3第10項に規定する小規模保育事業(同項第3号に掲げる事業に限る。)をいう。

現行	改正案
(7)～(11)　(略)	(7)～(11)　(略)
	(11)の2　教育認定子ども　法第27条第1項に規定する教育認定子どもをいう。
	(11)の3　満3歳以上保育認定子ども　法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。
	(11)の4　保育認定子ども　法第29条第2項に規定する保育認定子どもをいう。
(12)～(28)　(略)	(12)～(28)　(略)
(正当な理由のない提供拒否の禁止等)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等)
第3条～第5条　(略)	第3条～第5条　(略)
第6条　(略)	第6条　(略)
2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。	2　特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。
3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、	3　特定教育・保育施設(認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子ども又は満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)の総数が、当該特定教育・保育施設の同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよ

現行	改正案
選考するものとする。	う、選考するものとする。
4　前2項の特定教育・保育施設は、選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	4　前2項の特定教育・保育施設は、選考方法又は前項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
5　（略）	5　（略）
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第7条　（略）	第7条　（略）
2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、保育認定子どもに係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。第40条第2項及び第42条第4項第1号において同じ。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
第8条　（略）	第8条　（略）
（教育・保育給付認定の申請に係る援助）	（教育・保育給付認定の申請に係る援助）
第9条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。	第9条　特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに教育・保育給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。
2　（略）	2　（略）
第10条～第11条　（略）	第10条～第11条　（略）
（教育・保育の提供の記録）	（特定教育・保育の提供の記録）
第12条　（略）	第12条　（略）
（利用者負担額等の受領）	（利用者負担額等の受領）
第13条　（略）	第13条　（略）
2・3　（略）	2・3　（略）
4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる	4　特定教育・保育施設は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次の各号に掲げる

現行	改正案
費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。	費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
(3)　食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用	(3)　食事の提供(次に掲げるものを除く。)に要する費用
ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する食事の提供	ア　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する食事の提供
(ア)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　77,101円	(ア)　教育認定子ども　77,101円
(イ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)	(イ)　満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。)　57,700円(令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあっては、77,101円)
イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する食事の提供(アに該当するものを除く。)	イ　次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。)が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する食事の提供(アに該当するものを除く。)
(ア)　法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(ア)　教育認定子ども　負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
(イ)　法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者	(イ)　満3歳以上保育認定子ども　負担額算定基準子ども(そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。)である者
ウ　満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供	ウ　満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

現行	改正案
(4)・(5)　(略)	(4)・(5)　(略)
5・6　(略)	5・6　(略)
第14条～第19条　(略)	第14条～第19条　(略)
(運営規程)	(運営規程)
第20条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	第20条　特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
(1)～(6)　(略)	(1)～(6)　(略)
(7)　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項及び第3項に規定する選考方法を含む。)	(7)　特定教育・保育施設の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第6条第2項に規定する選考方法及び同条第3項に規定する選考の方法を含む。)
(8)～(11)　(略)	(8)～(11)　(略)
第21条　(略)	第21条　(略)
(定員の遵守)	(利用定員の遵守)
第22条　(略)	第22条　(略)
第23条～第24条　(略)	第23条～第24条　(略)
(虐待等の禁止)	(虐待等の禁止)
第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第25条　特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第26条～第34条　(略)	第26条～第34条　(略)
(特別利用保育の基準)	(特別利用保育の基準)
第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34	第35条　特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、法第34条

現行	改正案
条第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。	第1項第3号に規定する基準を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る教育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号又は同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)」と、「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「同条第2号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども(特別利用保育を受ける者を除く。)」と、同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども(特別利用保育を受ける者を含む。)」とする。
(特別利用教育の基準)	(特別利用教育の基準)
第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。	第36条　特定教育・保育施設(幼稚園に限る。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。
2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場	2　特定教育・保育施設が、前項の規定により特別利用教育を提供する場

現行	改正案
合には、当該特別利用教育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。	合には、当該特別利用教育に係る満3歳以上保育認定子ども及び当該特定教育・保育施設を現に利用している教育認定子どもの総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども__」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども____」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども_____」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員_____」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員_____」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。	3　特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「教育認定子どもの総数_____」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数_____」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ（ア）中「教育認定子ども_____」とあるのは「教育認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ（イ）中「満3歳以上保育認定子ども_」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。
第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第36号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同	第37条　特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年京丹後市条例第36号）第28条に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（同条例第28条に規定する小規模保育事業B型をいう。同項において同

現行	改正案
じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。	じ。）にあっては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第28条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4条において同じ。）にあっては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあっては1人とする。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあっては、京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第43条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあっては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等（児童福祉法第6条の3第12項第1号ハに規定する共済組合等をいう。）に係るものにあっては共済組合等の構成員（同号ハに規定する共済組合等の構成員をいう。）の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもに区分して定めるものとする。	2　特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。 (1)　家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業及び居宅訪問型保育事業　法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員 (2)　事業所内保育事業　法第43条第3項に規定する労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員
	3　特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。
第38条　（略）	第38条　（略）
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
第39条　（略）	第39条　（略）
2　特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合に	2　特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。）は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章（第43条第1項を除く。）において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合

現行	改正案
おいては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。	においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
	3　特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家庭等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。
3　前項の特定地域型保育事業者は、前項の選考方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。	4　前2項の特定地域型保育事業者は、前2項に規定する選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。
4　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。	5　特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。
（あっせん、調整及び要請に対する協力）	（あっせん、調整及び要請に対する協力）
第40条　（略）	第40条　（略）
2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。
（心身の状況等の把握）	（心身の状況等の把握）
第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。	第41条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

現行	改正案
（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)　特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2)　（略） (3)　当該特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号及び第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6　（略） 7　前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち、次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設として適切に確保しな	（特定教育・保育施設等との連携） 第42条　特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。ただし、連携施設の確保が著しく困難であると市長が認めるものにおいて特定地域型保育事業を行う特定地域型保育事業者については、この限りでない。 (1)　特定地域型保育の提供を受けている保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。 (2)　（略） (3)　当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあっては、第37条第2項に規定するその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。 2～6　（略） 7　前項（第2号に係る部分に限る。）の場合において、特定地域型保育事業者は、児童福祉法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）又は満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設又は事業所として適切に確保しな

現行	改正案
ければならない。	ければならない。
(1)・(2)　(略)	(1)・(2)　(略)
8　(略)	8　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。)は、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第3号に係る連携協力を求めることを要しない。
9　事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、第1項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。	9　(略)
10　(略)	10　事業所内保育事業(第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。)を行う者については、第1項本文の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に係る連携協力を求めることを要しない。
11　(略)	11　(略)
(利用者負担額等の受領)	12　(略)
第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。	(利用者負担額等の受領)
2～6　(略)	第43条　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)から当該特定地域型保育に係る利用者負担額(法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。)の支払を受けるものとする。
第44条～第45条　(略)	2～6　(略)
(運営規程)	第44条～第45条　(略)
第46条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。	(運営規程)
(1)～(6)　(略)	第46条　特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程(第50条において準用する第23条において「運営規程」という。)を定めておかなければならない。
(7)　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項に規定する選考方法を含む。)	(1)～(6)　(略)
	(7)　特定地域型保育事業の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項(第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。)

現行	改正案
(8)～(11)　(略)	(8)～(11)　(略)
(勤務体制の確保等)	(勤務体制の確保等)
第47条　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。	第47条　特定地域型保育事業者は、保育認定子ども に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。
2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。	2　特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。
3　(略)	3　(略)
第48条　(略)	第48条　(略)
(記録の整備)	(記録の整備)
第49条　(略)	第49条　(略)
2　特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。	2　特定地域型保育事業者は、保育認定子ども に対する特定地域型保育の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。
(1)～(5)　(略)	(1)～(5)　(略)
(準用)	(準用)
第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。)について」と、第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給	第50条　第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(教育認定子ども を除く。以下この節において同じ。)について」と、第14条第1項 中「特定教育・保育に係る施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費をいう。以下」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費をいう。以下この項及び第19条において」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費

現行	改正案
付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」　　と読み替えるものとする。	の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定子ども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、同法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替えるものとする。
(特別利用地域型保育の基準)	(特別利用地域型保育の基準)
第51条　特定地域型保育事業者　　が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	第51条　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)が教育認定子ども　　に対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(次条第1項　の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども　　及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども　　を含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項　において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節　(第40条第2項　を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項　において同じ。)の規定を適用する。この場合にお	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費(法第30条第1項の特例地域型保育給付費をいう。次条第3項及び第52条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、この章(第37条第3項、第39条第3項及び第40条第2項を除き、前条において準用する第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。第52条第3項において同じ。)の規定を適用する。この場合にお

現行	改正案
いて、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。)」とあるのは「同号又は同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。	いて、第39条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)」と、「同号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「同条第3号に掲げる就学前子ども」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。 第51条の2　特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。 2　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を

現行	改正案
	提供する場合には、当該特別利用地域型保育に係る教育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。 3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前4項」とあるのは「前3項」とする。
（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者	（特定利用地域型保育の基準） 第52条　特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除

現行	改正案
が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。	く。以下この条において同じ。)が満3歳以上保育認定子どもに対し特定利用地域型保育を提供する場合には、法第46条第1項に規定する地域型保育事業の認可基準を遵守しなければならない。
2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(前条第1項　の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。	2　特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る満3歳以上保育認定子ども及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども(第51条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもを含む。)の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の総数を超えないものとする。
3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。	3　特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、「法第29条第3項第2号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の市町村が定める額」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項中「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」とする。

現行	改正案
	附　則 この条例は、公布の日から施行する。

京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(令和7年京丹後市条例第37号)新旧対照表　【第3条関係】

現行	改正案
京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和7年12月19日 条例第37号 第1条～第14条　(略)	京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 令和7年12月19日 条例第37号 第1条～第14条　(略)
第15条～第28条　(略)	(児童対象性暴力等の防止) 第14条の2　乳児等通園支援事業者は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等(学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号)第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。)を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者(利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。)に係る犯罪事実確認(同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。)その他の必要な措置を講じなければならない。 第15条～第28条　(略) 附　則 この条例は、令和8年12月25日から施行する。

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の制定

国に準じて例規制定している条例について、国の法令改正等に伴い所要の改正を行うもの

国法令等改正内容

児童福祉法等の一部を改正する法律の公布（令和8年4月25日付け通知）

【内容】
① 満3歳以上限定小規模保育事業を創設

【改正法令】
・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
・特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準

経過措置：令和9年3月31日

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令等（令和8年3月16日付け通知）

【内容】
② 保育士の数の算定にあたり「理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職」を1人に限り、保育士とみなすことができる

【改正法令】
・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準

経過措置：令和9年3月31日

学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法）の施行

【内容】
③ 学校設置者等として、従事者による児童対象性暴力等を防止する措置等の実施の義務付け

【改正法令】
・家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準
・乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準

施行日：令和8年12月25日

市条例改正内容

第1条関係　京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法に基づき、国が定める基準をベースに小規模保育や家庭的保育などの事業を行う際の設備や運営に関する最低基準を定めた条例
主に0～2歳児を対象とした少人数で行う保育事業（家庭的保育事業、小規模保育事業【A型・B型・C型】、事業所内保育事業【保育所型・小規模型】、居宅訪問型保育事業）について定めたもの

◆該当する国の改正等 ①② 施行期日：公布の日　③ 施行期日：令和8年12月25日

・京丹後市には現在当該事業を実施している事業所はないため改正による影響はなし

第2条関係　京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例

子ども・子育て支援法に基づき、市内の認可保育所や認定こども園などの「公的な給付（補助）を受けて運営される施設」が、適切かつ公平に運営されるための運営基準を定めた条例

◆該当する国の改正 ① 施行期日：公布の日

・本条例の「小規模保育事業等」が改正対象となるが、京丹後市には現在対象となる施設はないため改正による影響はなし

第3条関係　京丹後市乳児等通園支援事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

児童福祉法に基づき、国が定める基準をベースに乳児等通園支援事業を行う際の設備や運営に関する最低基準を定めた条例
保育所等に通っていない生後6か月～3歳未満児を対象とした保護者の就労要件を問わず月の一定時間までの利用枠の中で、時間単位で柔軟に利用できる事業。

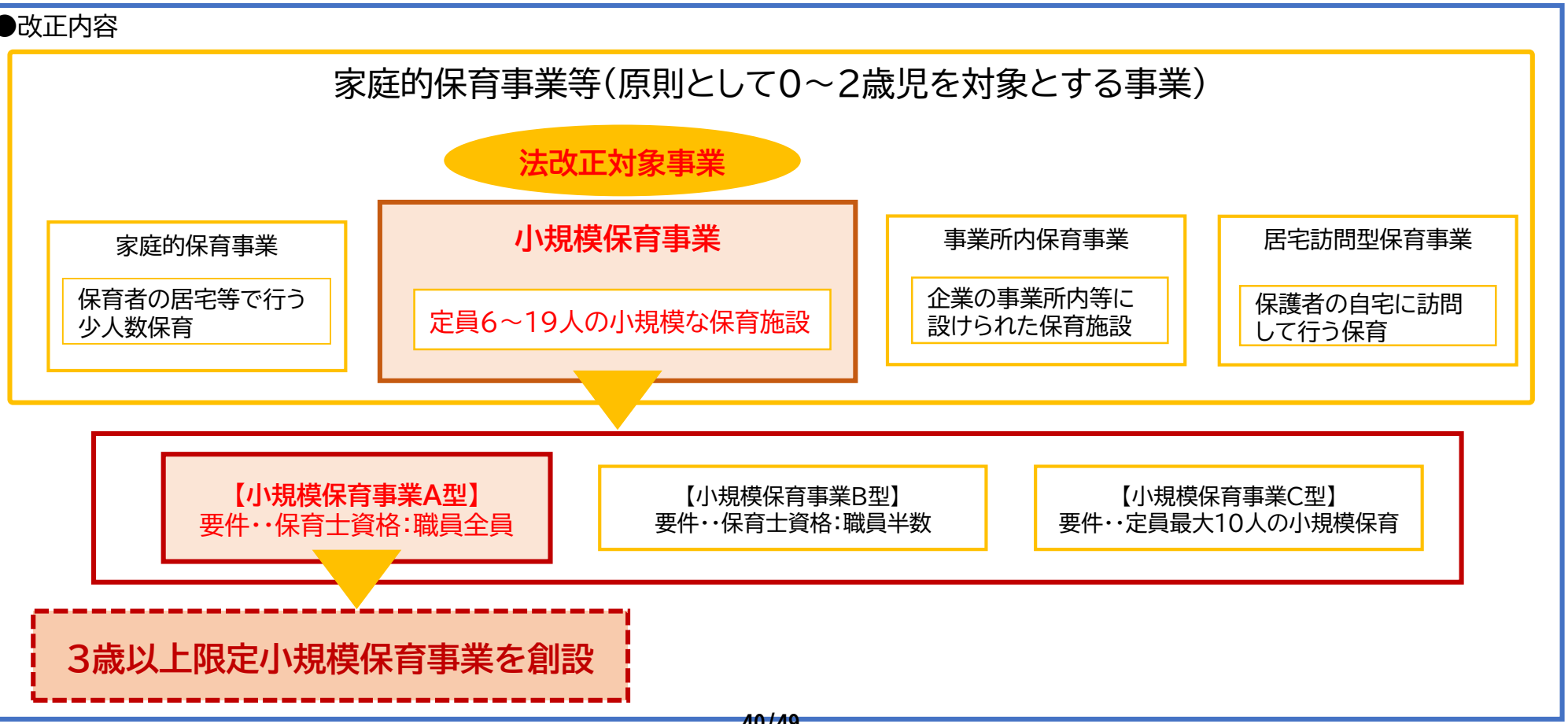
◆該当する国の法令 ③ 施行期日：令和8年12月25日

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
京丹後市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（児童福祉法等の一部を改正する法律）

① 法令改正による満3歳以上限定小規模保育事業の創設

これまで国家戦略特別区域（成田市・堺市・西宮市）に限り認められていた「国家戦略特別区域小規模保育事業（3～5歳の子どものみを対象とした小規模保育事業）」を全国展開するもの。
従前の国家戦略特別区域小規模保育事業は、小規模保育事業所A型・小規模保育事業所B型・小規模保育事業所C型のいずれの事業所においても実施が可能とされていたが、全国展開された満3歳以上限定小規模保育事業は、小規模保育事業所A型においてのみ実施が可能。

●改正内容



京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
（児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正）

② 内閣府令の改正により、保育士の数の算定にあたり「理学療法士等」の専門職を1人に限り保育士とみなすことができる

家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業A型、小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う事業所において、理学療法士等（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（学校教育法の規定による大学（短期大学を除く。）若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であって、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者をいう。）又は障害児の療育及び障害児に係る療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有する者のいずれかに該当する者であって、子育てに関する知識及び経験を有するものをいう。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。

●改正内容

家庭的保育事業等（原則として0～2歳児を対象とする事業）

家庭的保育事業
保育者の居宅等で行う少人数保育

法改正対象事業
小規模保育事業
定員6～19人の小規模な保育施設

法改正対象事業
事業所内保育事業
企業の事業所内等に設けられた保育施設

居宅訪問型保育事業
保護者の自宅に訪問して行う保育

【小規模保育事業A型】
【小規模保育事業B型】
【小規模保育事業C型】

【保育所型】
【小規模型】

保育士の数の算定にあたり、理学療法士等を一人に限り保育士とみなすことができる

京丹後市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
京丹後市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
（学校設置者及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（こども性暴力防止法））

③ こども性暴力防止法の施行

教育・保育などのこどもに接する場での、こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、令和6年6月「こども性暴力防止法」が成立。この法律で定められている取組は令和8年12月25日に施行される。

●改正内容

各条例に以下の条文を追加

（児童対象性暴力等の防止）
家庭的保育事業者等（乳児等通園支援事業者）は、法第34条の16第4項において準用する法第21条の5の18第4項の規定に基づき、児童対象性暴力等（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号）第2条第2項に規定する児童対象性暴力等をいう。以下この条において同じ。）を防止し、及び児童対象性暴力等が行われた場合に利用乳幼児を適切に保護するため、児童等対象業務従事者（利用乳幼児と接する業務に従事する者のうち、支配性、継続性及び閉鎖性のある環境の下で当該利用乳幼児に接するものをいう。）に係る犯罪事実確認（同法第4条第1項に規定する犯罪事実確認をいう。）その他の必要な措置を講じなければならない。

●制度概要（「こども性暴力防止法の施行について（こども家庭庁）」より抜粋）

制度趣旨
児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象
事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者	対象業務
学校設置者等（第2条第3項） 学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者 **民間教育保育等事業者**（第2条第5項） 学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者	**学校設置者等における教員等**（第2条第4項） 教諭、保育士等 **民間教育保育等事業者における教育保育等従事者**（第2条第6項） 塾講師、放課後児童支援員等

こどもをまもろう　みんなでまもろう



こども性暴力防止法の施行について

こどもまんなか
こども家庭庁

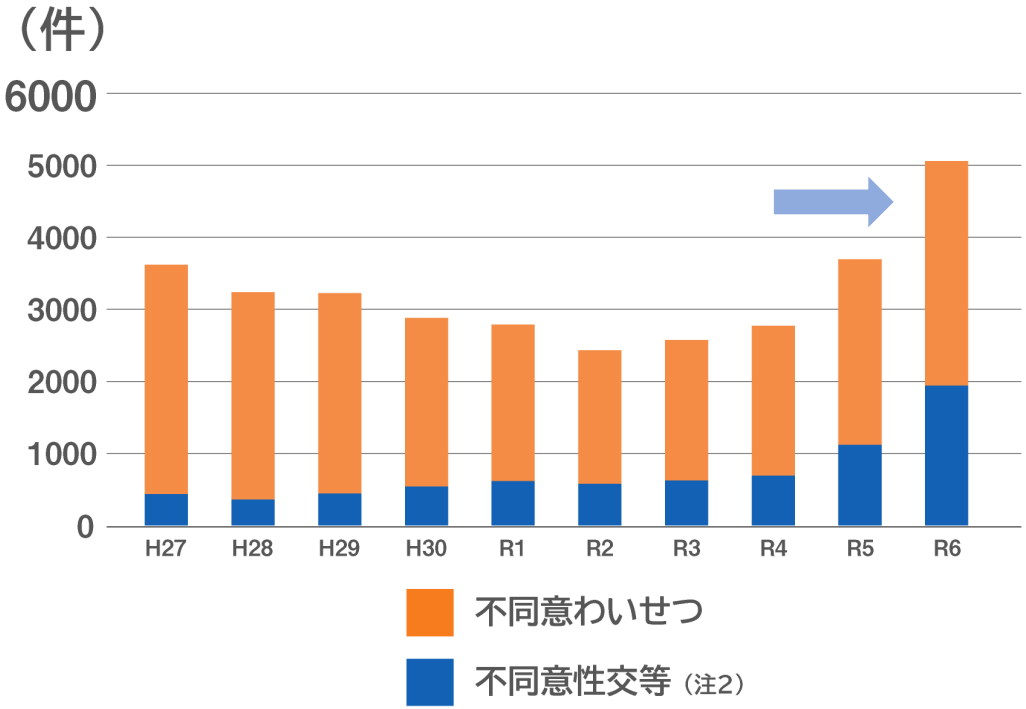
支援局　総務課

こども性暴力防止法施行準備室

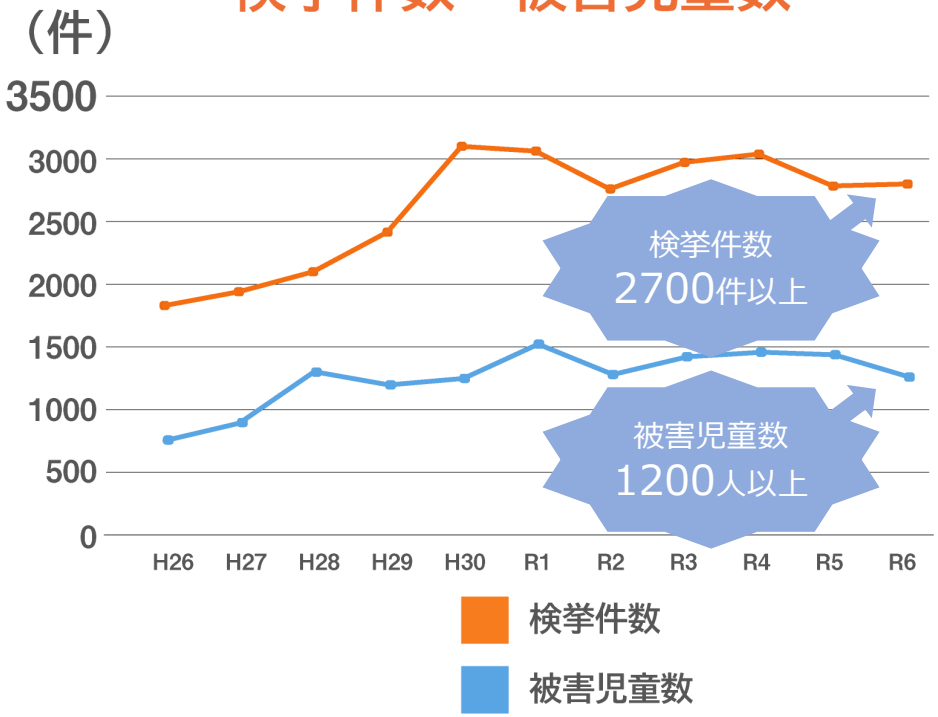
こどもまんなか
こども家庭庁

こどもに対する性犯罪の件数

こどもが主な被害者となった性犯罪の認知件数（注1）



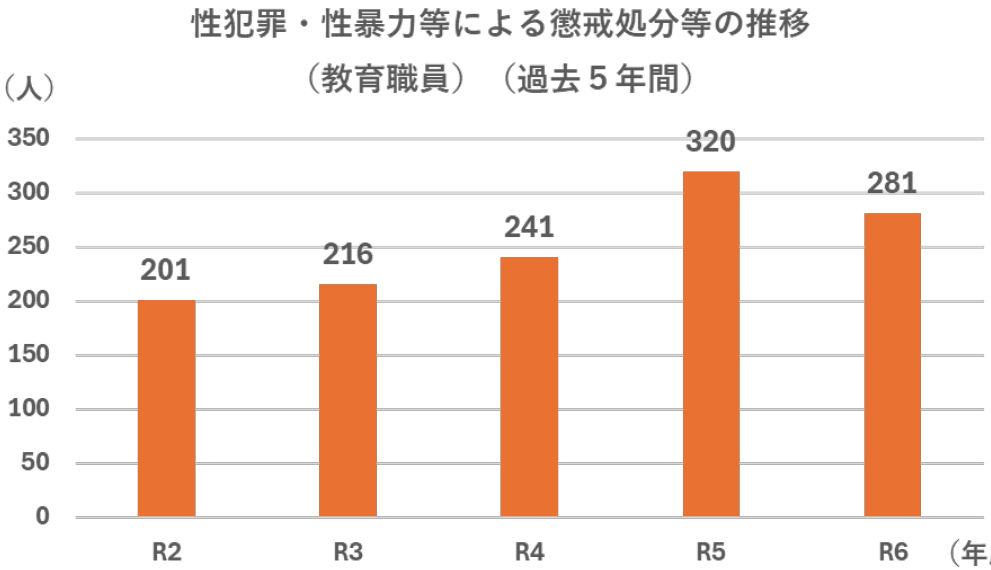
児童ポルノ犯罪の検挙件数・被害児童数



※警察庁提供資料をもとに作成
（注1）「こども」は20歳未満の者をいう
（注2）不同意わいせつ及び不同意性交等は、令和5年7月12日以前は強制わいせつ及び強制性交等

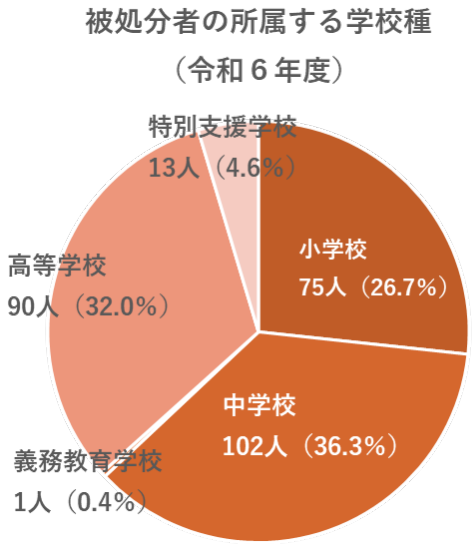
こどもまんなか
こども家庭庁

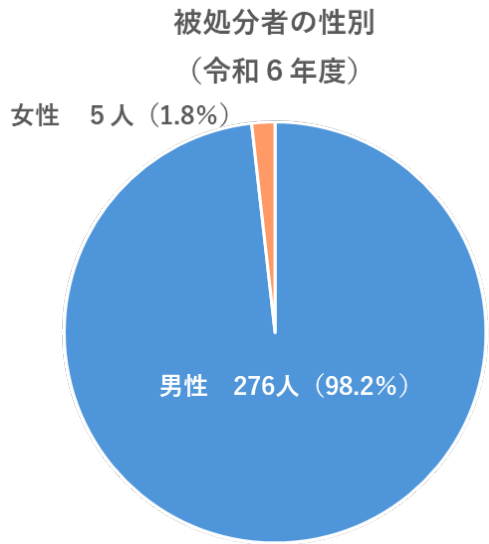
公立学校の教育職員の懲戒処分等の状況

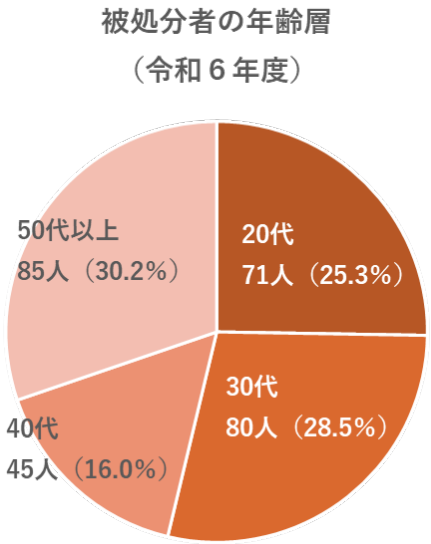


- 「性犯罪・性暴力等」を理由として懲戒処分等を受けた公立学校の教育職員は、近年、**毎年200人以上**になります。
- また、性別や年齢、学校種に関係なく、性犯罪・性暴力で懲戒処分等を受けている教育職員がいることが分かります。

※ 文部科学省、「令和６年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」、２－５－３．性犯罪・性暴力等による懲戒処分等の推移（教育職員）（過去５年間）を基に作成
※ 令和２年度調査より幼稚園（幼稚園型認定こども園含む。）の教育職員についても調査の対象
※ 「性犯罪・性暴力等」とは、児童生徒性暴力等又は性犯罪・性暴力及びセクシュアルハラスメントをいう。
※ 「児童生徒性暴力等」とは、「教育職員等による児童生徒性暴力等の防止に関する法律」第２条第３項に該当する行為をいう。







文部科学省、「令和６年度公立学校教職員の人事行政状況調査について」、２－５－１．性犯罪・性暴力等に係る懲戒処分等の状況（教育職員）（令和６年度）を基に作成

こども性暴力防止法とは？

教育・保育などのこどもに接する場での、

こどもへの性暴力を防ぎ、こどもの心と身体を守るため、

2024年6月**「こども性暴力防止法」**が成立しました。

この法律で定められている取組は、

2026年12月25日に施行されます。



※法律の正式名称は「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」といいます。

※ニュースなどでは「日本版DBS」と呼ばれることもあります。

【参考】 こども性暴力防止法の概要

（学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和6年法律第69号））

制度趣旨

児童等に教育・保育等を提供する事業者に対し、**従事者による児童対象性暴力等を防止する措置を講じる**こと等を義務付ける。

制度対象

事業者が行う各事業・業務が、児童等との関係で、**①支配性、②継続性、③閉鎖性**を有するか否かの観点から、対象事業・業務を規定。

対象事業者

学校設置者等（第2条第3項）
学校、児童福祉施設等、本法に定める措置を義務として実施すべき事業者

民間教育保育等事業者（第2条第5項）
学習塾、放課後児童クラブ、認可外保育施設等、国の認定を受けて本法に定める措置を実施する事業者

対象業務

学校設置者等における教員等（第2条第4項）
教諭、保育士等

民間教育保育等事業者における教育保育等従事者（第2条第6項）
塾講師、放課後児童支援員等

対象事業者に求められる措置等

安全確保措置

❶ 日頃から講ずべき措置　初犯防止対策

- 服務規律等のルール作り、環境整備、保護者・児童等への周知・啓発（ガイドライン事項）
- 性暴力等のおそれの早期把握のための児童等との面談等（第5条第1項等）
- 児童等が相談を行いやすくするための措置（相談体制等）（第5条第2項等）
- 研修（第8条等）

❷ 被害が疑われる場合の対応

- 調査（第7条第1項等）
- 被害児童等の保護・支援（第7条第2項等）

❸ 特定性犯罪前科の有無の確認　再犯防止対策

- 児童等に接する業務の従事者は、雇入れ、配置転換等の際に確認が必要
 - 学校設置者等の現職者
 - ➡ 施行から3年以内（第4条第3項）
 - 民間教育保育等事業者の従事者
 - ➡ 認定等から1年以内（第26条第3項）
- 確認を行った従事者は、その後5年ごとに確認（第4条第4項等）

❹ 児童対象性暴力等の防止のための措置　防止措置

- ❶～❸を踏まえ、従事者による児童対象性暴力等が行われる「おそれ」ありと認められる場合、児童対象性暴力等の防止のための措置（教育・保育等の業務に従事させないなど）を講じなければならない。

※ 特定性犯罪前科ありの場合、「おそれ」ありとの判断の下で、防止措置を実施。

情報管理措置

特定性犯罪前科等の情報を適正に管理するための措置

- 犯罪事実確認記録等の適正な管理（第11条、第14条等）
- 犯罪事実確認記録等の利用目的の制限及び第三者提供の禁止（第12条等）
- 犯罪事実確認書に記載情報の漏えい等の報告（第13条等）
- 犯罪事実確認記録等の廃棄及び消去（第38条）
- 情報の秘密保持義務（第39条）

指導・監督

安全確保措置・情報管理措置の実施状況については、国・所轄庁が指導・監督を実施（定期報告、報告徴収及び立入検査、命令、認定等の取消、公表等）。

施行日：令和8年12月25日

こども性暴力防止法の対象事業者

こどもまんなか
こども家庭庁

対象事業者（学校設置者等・民間教育保育等事業者）について

○　こども性暴力防止法第２条第３項各号においては、法律で定める措置を必ず実施しなければならない事業者である「学校設置者等」について、次に掲げる施設、事業等のとおり定めている。
○　また、同条第５項各号においては、認定事業者の対象となる「民間教育保育等事業者」について、次に掲げる事業のとおり定めている。

学校設置者等【義務】

【教育関係】
○　学校教育法（昭和22年法律第26号）第１条に規定する学校（幼稚園、小中学校、義務教育学校、高校、中等教育学校、特別支援学校、高等専門学校）
○　専修学校（高等課程）

【認定こども園関係】
○　幼保連携型認定こども園
○　幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園

【児童福祉関係】
○　児童相談所
○　児童福祉施設（指定障害児入所施設等、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設）
○　指定障害児通所支援事業（児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援）
○　乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）
○　家庭的保育事業等（家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業又は事業所内保育事業）
○　登録一時保護委託者

民間教育保育等事業者【認定】

【教育関係】
○　専修学校（一般課程）又は各種学校における児童等を専ら対象とする学校教育に類する教育を行う事業
○　学校教育法以外の法律に特別の規定があるものにおける高等学校の課程に類する教育を行う事業であって、内閣府令で定めるもの（高等課程類似教育事業）
○　民間教育事業（学習塾、スポーツクラブ等）

【児童福祉関係】
○　指定障害児通所支援事業以外の障害児通所支援事業（児童発達支援事業、放課後等デイサービス事業、居宅訪問型児童発達支援事業、保育所等訪問支援事業）
○　児童自立生活援助事業
○　放課後児童健全育成事業等（放課後児童健全育成事業及びこれに類する事業で小学校、公民館その他内閣府令で定める施設において行われるもの）
○　子育て短期支援事業
○　一時預かり事業
○　小規模住居型児童養育事業
○　病児保育事業
○　意見表明等支援事業
○　妊産婦等生活援助事業
○　児童育成支援拠点事業
○　認可外保育事業

【障害児関係】
○　指定障害福祉サービス事業（障害児に対する居宅介護、同行援護、行動援護、短期入所又は重度障害者等包括支援）

こどもまんなか
こども家庭庁

今後の法施行までのスケジュールについて



国における対応
(関係府省庁で協力して実施)

- **マニュアル・研修教材の作成**
- **周知・広報**
 - **全国説明会の開催**
 - **国民・事業者向けの普及・啓発動画の周知**
 - **ポスター・リーフレット等の作成・周知**
 - **周知・啓発イベントの開催　等**
- **システム開発**

＜事業者における準備事項＞

犯罪事実確認防止措置

- **制度開始についての従事者等への周知（犯罪事実確認の対象になる旨など）**
- **対象従事者の範囲の検討・確定**
- **採用過程での性犯罪前科の事前確認**
- **性暴力、不適切な行為等の範囲の検討、服務規律への位置付け　等**
- **義務対象事業者のシステム一括登録準備（GビズID取得など）**

安全確保措置等

- **環境・体制整備（相談窓口設置、研修、規程の整備等）**
- **認定申請の準備　等**